

- 1 ③ 憲法 39 条は、いったん無罪判決が確定した行為については、改めて有罪とすることができないこと（一事不再理）を定めている（再審は、被告人に有利な場合のみ認められる。）。したがって、無罪の判決がなされた場合であっても、判決確定前に検察官が上訴することは、同条に違反しない。
- 2 ① 枝文は、「特許（設権）」についての記述である。「許可」とは、国民が行う特定の行為について、法律による禁止を解除し、適法に行い得るようにすることをいう。
- 3 ⑤ 他人名義のキャッシュカードを利用して銀行の ATM から現金を払い戻したとしても、「人」を欺いたとはいえないから、詐欺罪が成立するのではなく、窃盗罪が成立する（東京高判昭 55. 3. 3）。
- 4 ④ 検察官は、「その管轄区域により」、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる（刑訴法 193 条 2 項）。検察官の職務の管轄区域は、その所属する検察庁に対応する裁判所の管轄区域であるところ、「その管轄区域により」とは、職務の管轄区域内の司法警察職員に対してのみ一般的指揮を行うことができるという意味である。
- 5 ② 警察も、国又は地方公共団体の行政機関の一つとして、自らの活動について国民又は地域住民に説明をすべき立場にあるから、保有する文書の開示請求に対しては、原則としてこれを開示しなければならない。
- 6 ⑤ 不正アクセス禁止法では、平成 24 年 3 月の改正により、不正アクセス行為に利用する目的で他人の ID・パスワードを取得する行為についても、禁止及び処罰の対象とすることになった（4 条, 12 条 1 号）。
- 7 ① 警察本部長の定める勤務準則に従い、かつ、地域の実態を踏まえて勤務基準を策定するのは、「警察署長」の職務である（地域警察運営規則 11 条 2 項）。
- 8 ④ 1 回の現場観察では資料を発見できなかった場合でも、2 回あるいは 3 回と繰り返し実施することにより、証拠価値の高い資料を発見できることが少なくない。したがって、反復して綿密に実施することが大切である。
- 9 ③ 道交法 107 条 1 項 1 号～3 号参照。国外運転免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証を提示すれば足り、返納する必要はない（道交法施行規則 37 条の 9 第 2 項 1 号）。
- 10 ② SDR（特別引出し権）とは、国際通貨基金（IMF）が外貨不足に陥った加盟国を支援するため、1969 年に創設した合成通貨単位のことである。ロシア・ルーブルは、SDR における構成通貨ではない。なお、枝文以外の通貨では、昨年 11 月に、中国・人民元が SDR に採用されることが決定された。